

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880



103

C

極 秘
無 期 限
5 部の内
/ 号

外務大臣訪米の際の安全保障
及び沖縄、小笠原問題に關す
る協議について 昭和42. 9.20
北米局長

9月13日より3日間にわたる第6回日米閣僚
会議並びに外務大臣と副大統領(15日)、國務
長官(14日、16日)及び国防長官(15日)
との会談を通じ、わが方の観取せるところを大要
下記のとおり報告する。

記

1. 全般的印象

- (1) 米政府においては、ヴィエトナム戦争の目
的達成のため不動の決意を有するとともに、
同時に世界の平和と安定に対する責任は、独
り米国のみならず、各国が公平にこれを分担
すべきであるとの考えを、各要人ともひとし
く強い調子で強調した。このことは、閣僚会
議の冒頭國務長官が、平和というものはこれ
を当然のこととして受取つてよいものではな
く、各国が平和を作り上げて行く努力をしな
ければならぬと繰返し述べたところよりも感

得されたが、さらに以下の諸発言において特
に明らかであつた。

(イ) ホ・チン・ミンが米国の意見が弱化した
との印象をえているなら遺憾である。ジョ
ンソンが大統領である限りわれわれは退か
ない。米國が好戰的だといふのではない。
人々が米國の意見を理解することを望む。
米國內に意見の不一致はあるが、反対意見
は米國が撤退することを望んでいるのでは
ない(副大統領)。

(ロ) もし米國がヴィエトナムを捨てるような
ことがあれば、NATO条約や、日米安保
条約や、米韓、米比等の相互防衛条約は全
く無意味となる。北ヴィエトナムは米國民
を感傷的な人道主義者であると考えたら
誤りである。米國民は正しい目的のため一
度決意すればあくまでこれを貫徹する苛酷
なさを持つている(國務長官)。

(ハ) ヴィエトナムの戦争は長期的な緩慢的な
消耗戦になると思ひ。いついかなる形で紛

争が終結するかは予言できないが、米国の力は巨大であり、究極的には成功する（国防長官）。

(4) おれおれは同盟国に対し、一旦緩急の場合、開戦後1時間以内に1億の米国民の生命を賭けることを誓約している。これは人類生存の問題であり、自分がゴルフをしているときでも常に傍に無線受信機を携えているのもそのためである（国防長官）。

(5) 米国内には自分のみが他からの政治的、軍事的支援なしに単独で重い責任を負わされているとの感じが強まってきた。国民は自分達のなすべき以上のことを要求されており、今後再びそのようなことがあつてはならないと感じはじめている（国防長官）。

(6) キューバ危機の際、米^州諸国やNATOが完全に足並みを揃えたことがブルンチョフに誤算を避けさせる一助となった。アジアにおいても連帯の意識が確立すれば、安全保障の面からも抑止力として重要な意味

がある（国防長官）。

(7) 米国は自由世界の防衛のためでもこれ以上国際取支上の重圧を米国のみで引受けて置くことはできなくなつてきている（国防長官）。

(8) 思ふに米政府の閣僚が、政府の心境をこれほどはつきりとわが方の閣僚に対して強く表明したことは、これまでなかつたのではないかと思われる。ヴェトナム戦争の目的達成に対する堅い決意と併せ考えると、これら米政府指導者の平和と安定に対する責任分担の訴えは、これを米国の弱味の告白とが、無粋の姿として解すべきではなく、わが方としてはむしろヴェトナム戦争後に当然予想される米国内の反動、すなわち、アジアより責任解放への動きをいかにして最少限に止め、もつてわが国を含む極東の安全のため米国の抑止力を保持する力を深く考えおかなければならないであろう。

2 安保条約について

(1) 安保条約については、外務大臣より、

1970年以後においてもこれを堅持する考えを簡潔に言及したのみであったが、これに対して米側よりは、条約の継続自体は同意見であるが、条約継続をただ当然のこととして扱うことなく、日本としても極東の平和と安定のためさらに積極的役割りを果たすことにより、負担の均衡を承すことを期待する趣旨を強く示唆した。すなわち、

(1) 自衛力が増強される^は米側によい印象を与えるである。米国は日本が攻撃された場合、これを援助することを約束しているが、われわれはパートナーが強力であることを望んでいる。(国務長官)。

(2) 米国は台湾、韓国、フィリピン等と相互援助条約を結んでおり、われわれに関する限りこれら条約を廢棄せよという圧力は無い。現存条約を継続して行くことには強固な基礎がある。日米安保条約についても、わ

れわれが両国内の論議にまき込まれないよう、変更をその儘継続されることを希望する。(国務長官)。

(2) 自分は安保条約の継続を希望するが、それは行政府としての希望にすぎない。先般も日本の政治指導者の一人が米国のヴェトナム政策を批判しつつ、他方米国の安保体制を継続したいと述べたことがあるが、かかる二律背反の立場は長くは認められない。米国民が他国は米国によってフリー・ライドを与えられていると考えはじめるとは米国政府にとつて重大な問題である。(国防長官)。

(2) 安保条約において米国が一方的に日本防衛の義務を負っているという点は、同条約の米国会審議の過程においてもしばしば問題にされたが、前記米側発言から窺知される米国内の空気がらして、安保条約が問題にされれば、この問題が再び浮び直してくることは当然予想されるところである。安保条約上米

の日本防衛義務に見合ふ日本の約束は、極東の平和と安全のために米軍に日本の基地使用を認めるといふ第5条にあるのであつて、安保体制堅持のためには今後は第5条の性質について日本国内における啓蒙が必要である。さらに1970年の措置については、条約を改訂して新たに固定期間を設ける等の考え方は、今から軽々に論ずるべきではないであろう。

3. 沖縄、小笠原問題

(1) 沖縄、小笠原問題については、大臣より、この問題が日本国内できわめて重大な問題である所以を詳細に説明され、特に本年秋の総理訪米の際に1つの前進を示す必要があり、その1つの考え方として、従来米国の態度は、極東の情勢が平静化した際において、これら諸島の返還を実現するといふことであつたが、極東の情勢は今日のごとくして平静化の時期を予断することもできず、よつて平静化を待つことなく、現在のごとき情勢下において、

施政権を返還することを目的として日本と協議するとのふみ切りをつけるより、強く先方の考慮を促された。

(2) 以上に対する米側の応答は次のようであつた。

(a) 根本的な問題

(a) 米国は日本のみならず多くの諸国に安全保障上のコミットメントをしている。この誓約は人類生存に関する問題であり、この水準の問題で大統領と総理が明確に認識し合ふことが根本的な問題である。過渡的な政治的困難の故に究極的な安全保障の問題に制限を与えることとはできない(国務長官)。

(b) 安保条約が日米の利益の相互性に基づかなければならぬと同様、沖縄についてもそのとおりである。問題は日本が共同防衛について米国になにをしてほしいと考えるかであつて、もし日本側の支持がなければ沖縄からの行動ができない形と

なるとすれば、日本が米国の沖縄からの
脅威について、負層大きな責任を分担して
もたえるであろうか(国防長官)。

(四) 戦略上の問題

(a) 米国は日本はじめ極東諸国に安全保障
上のコミットメントを与えている。基地
に対して政治的制約が課されて基地がみ
せかけだけとなり、有効な遂行手段を併
はない責任のみを負わされるようなこと
は受諾できない(国務長官)。

(b) 重要なことは抑止力の諸要素を最大限
に活用しうることである。いかなる取極
めも北京に与つてきわめて明快なもので
なければならぬ(国務長官)。

(c) 中共の核能力は大体推定どおり進んで
いるが、日本は米国が日本を防衛するこ
と、中共を抑止することを望むのかど
うか、望むとすれば、米国はどこにその能
力を持ちうるか。そうすれば沖縄をいつ
の可龍性として考えざるをえない(国防長官)。

(d) 軍事的には日本防衛のためポラリス及び
沖縄に基地をおく他の核が必要であるとい
うことは疑いなし。問題は日本がそのよ
うな形で防衛することを望んでいるか、そ
うでなければ何か方法があるかといふこと
であり、もし何か方法があれば最も根
本的な問題にぶつかるわけである。米国は
この問題を決定することはできない。これ
は日本自身が決定しなければならぬので
ある(国防長官)。

(五) 世論の問題

(a) 沖縄に対する日本の世論は承知している
つもりであるが、米国にも世論がある。単
に沖縄基地とグィエトナムとの関係、基地
の抑止力といつた問題だけでなく、沖縄問
題に対する心理の問題である。この観点か
らは日本の自衛力増強、アジア自由諸国の
連帯への貢献が重要である(国務長官)。

(b) 核については米国が「使わう」とい
う選択を有することが重要である。日本に

けるこの問題のセンシティブィティは米國が責任を持ち続けるべきであるとの方向を指向しているのではないか。米國側のセンシティブィティは米國が遂行する手段なしに責任を負うことを期待されるという点にある（國務長官）。

(c) 第三國に対する影響の問題もある。中共の現状の下で韓国、台湾、フィリピン、並びに中共自体は米國のコミットメントの後退とは考えないであろうか（國務長官）。

(4) 時期の問題

(a) 自分は大統領選挙、ヴェトナム、米議会の動向等からして、米國政府がたとえは1969年以前に結論に達しうるとは信じられない。近い将来に返還は不可能である。従ってパーシャル・ステップが必要である（國務長官）。

(b) 米國が返還するであろうことは明らかであるが、大統領選挙前に時期についてはつぎの約束することは憲法上の問題ともなり

うるのでは不可能である（國務長官）。

(4) とりうる措置

(a) 沖縄、小笠原を日本に返還するであろうことを明確にするならちかいうフォーラム・ディスカッションについては喜んで協議に応じたい（國務長官）。

(b) 日本側でいくつかの案を作り、これを双方で話し、米側は安全保障、米國の世論等の観点から検討するということにしてはどうか（國務長官）。

(c) 根本的な問題に悪影響を及ぼすことなく、双方の世論に受諾可能な道を見出し、熟をさせたい（國務長官）。

(d) 以上を通観するに、米側においては安全保障に関する基本的な認識と協力の問題について十分の意思疎通のあることが先決問題であるとの堅い立場を保持し、沖縄問題の日本における重要性は認識しつつも、上記の意思疎通を前提として安全保障に支障をきたすことを打開の方法を日本側において積極的に考えることを求めて

111
A3

いるといふことができよう。我が国力の伸張に伴い、防衛問題に対する姿勢をはじめ、アジアにおける政治的、経済的分野における貢献等、我が国に対する責任は、不可避免的に加重されて行くが、沖縄問題を泰側の観点よりすればそのような趨勢の一環としてのみ採上げられるということである。今国の外務大臣と國務院兩長官との会談においては、もとより先方は大統領の決裁をえざる予備的段階の懇談として取扱つたが、沖縄のみならず、小笠原についても、総理訪米に当つては前記の諸点に対する十分の準備が必要である。